

7 貧困等にかかる人権課題

先進国の貧困は見えにくい問題です。しかし、地域社会における人間関係の希薄化、家族形態や雇用・就業構造の変化などの中で、生活上の困難に陥る人たちは増加しています。

和천시では、2015（平成27）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者の自立相談支援窓口を設置し、支援の拡充、庁内体制の強化を行っており、また、2014（平成26）年8月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困に対する具体的な対策も進めています。

（1）生活困窮者への総合的な支援

社会情勢の影響を受けやすい非正規労働者や社会から孤立した引きこもり、地域コミュニティから孤立している外国につながる方等、生活上の困難に直面している人々への支援に取組み、安心して暮らせる地域社会づくりが必要です。

【主な取組みの方向】

生活困窮者の自立相談支援充実のために、庁内の連携体制を強化するとともに、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、社会福祉法人などの地域の団体等との連携を深めて早期の支援に努めます。

（2）子どもの貧困対策【再掲】

子どもたちの未来や可能性は子ども自身の責任によるものではないことから、生まれ育った環境等によって損なわれてしまうようなことは、決してあってはなりません。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、総合的な子どもの貧困対策が求められています。

【主な取組みの方向】

子どもの貧困対策に関する支援の拡充、庁内体制の強化を行います。

（3）ホームレスの人権擁護

ホームレスに対する犯罪や差別等が生じています。ホームレスに対する正しい理解を広め、差別等が行われないようにすることが必要です。

【主な取組みの方向】

ホームレス自立支援のために、ホームレスの実情の把握に努めます。また、ホームレスの自立支援に向けた取組みを充実させるために、県をはじめ、NPO等の民間団体との連携を図り、雇用、住宅、福祉、医療等を総合的に支援します。